

平成 30 年陳情第 2 号について
【職員が公務のため旅行する場合に支給する
日当を廃止することを求める件】

- 日当に関する規定（名古屋市旅費条例（昭和 25 年条例第 32 号））
 日当は、旅行中の日数に応じ、1 日当りの定額により支給する。

区 分	日 当 (1日につき)
特別職員（教育長及び管理者を除く。）	3,300円
指定職の職務又は9級の職務にある職員、 教育長及び管理者	3,000円
8級の職務にある職員	2,800円
7級の職務にある職員	2,700円
6級の職務又は5級の職務にある職員	2,400円
それ以外の職員	2,300円

- 日当を支給する理由

本市の旅費制度は国に準じた制度としており、目的地である地域内を巡回する場合の交通費及び旅行中の諸雑費を日当として定額で支給することにより、旅行者や旅費事務を担当する者の手続きを簡素化するため

- 国、愛知県及び政令指定都市の状況

区 分	政令指定 都市数等
日当を定額で支給	国、本市はじめ17都市
目的地である地域内を巡回する場合の交通費を実費で支給し、旅行中の諸雑費を定額で支給	愛知県
目的地である地域内を巡回する場合の交通費のみを定額で支給	1都市
目的地である地域内を巡回する場合の交通費のみを実費で支給	2都市